

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市北部地域文化センター
委 託 業 務 名	大津市北部地域文化センター自動火災報知設備更新業務
委託業務場所	大津市堅田二丁目
概 要	大津市北部地域文化センターに設置の自動火災報知設備のうち、火災受信機の更新を行う。
契 約 期 間	令和 5 年 1 2 月 5 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 4 日
契 約 金 額	5, 3 9 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 〔名 称〕 ホーチキ株式会社 京都支社
契約相手方の選 定 理 由	北部地域文化センターについては消防法第 1 7 条の規定により、自動火災報知設備を設置している。今回、受信機故障に伴う修繕が保守部品の生産終了により困難となったため、更新を行う。 更新する受信機については、既存の機器等と密接不可分の関係にある。そのため、本更新は同一施工者以外に施工させた場合、既存の機器等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあることから、施設全体として機器の動作保証を確保するために当該業者に委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。